

歌志内市議会会議録

第3日目（平成27年6月26日）

---

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、若干定刻前ですけれども、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に4番下山則義さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案8件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号6番本田加津子さん。

一つ、住民サービスの向上について。一つ、プレミアム付き商品券発行事業について。一

つ、防災対策について。一つ、歌志内市幼小中・地域合同大運動会について。

以上、4件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

件名1、住民サービスの向上について。

少子高齢化社会、人口減少問題など、今の日本社会は多種多様な問題が山積みであり、歌志内市におきましても厳しい現状は、いまだに続いております。

人口流出に歯どめをかける取り組みとして、さまざまな取り組みを実施されておりますが、さらなる住民サービスの向上や住環境の整備が必要不可欠ではないかと思っております。そこでお伺いいたします。

①公営・改良住宅の共同玄関のコンクリートは、冬期間とても滑りやすく危険です。実際に転倒したという事例もあります。そこで、手すりがあれば転倒防止にもつながるのではないかと思います。手すり設置についてのお考えをお伺いいたします。

②としまして、市役所の窓口業務時間についてですが、近年、女性も仕事についている方がふえており、市役所へ行くために時間休暇を取ったりしているという話を聞きます。年度変わりは、各種手続などで市役所へ行く機会がたびたびありますので、月に2日ほど窓口業務時間の延長をしていただくと、働いている方も負担なく各種手続ができると思っております。窓口業務延長についてのお考えをお伺いいたします。

③ごみの分別についてですが、歌志内市のホームページでは、ごみの分別辞典が掲載されておりますので、ホームページで検索できる方は正しい分別方法がわかりますが、ホームページを利用しない方は、過去に配布されたごみ分別辞典などを活用しています。しかし、冊子を紛失している家庭もあると聞きます。そこで、各家庭に、ごみ分別ガイドなどを配布していただくと、市民も正しいごみの分別ができると考えますが、いかがお考えかお伺いいたします。

④焼山線のバス停には、バス待合所がない箇所が多いので、立ったままでバスを待たなければなりません。バス待合所を設置するのが難しいのなら、椅子があれば、バスを待つ方の多少の負担の軽減になると思っております。そこで、椅子の設置についてのお考えをお伺いいたします。

件名2、プレミアム付き商品券発行事業について。

5月24日に、プレミアム付き商品券が発売されました。多くの方が購入のため、公民館に足を運んだと思います。ただ、一方では、公民館まで足を運ぶことができない状況の方もいらっしゃいました。そこでお伺いいたします。

①発売日が5月24日でしたが、一部の年金受給者の方は年金支給前なので、購入したくても購入できなかったという声も聞こえてきました。5月24日という発売日については、商工会議所が定めたと思っておりますが、歌志内市として商工会議所と発売時期や発売場所などの検討はされたのか、お伺いいたします。

②近隣市町でも実施してはありますが、事前に郵便で予約をして販売するという方法をとっていたまちもありました。そこで歌志内市は、商工会議所と車を持たない方や体の不自由な方などへの対応などは検討されたのか、お伺いいたします。

件名3、防災対策について。

歌志内市防災マップが各家庭に配布され、市民一人一人が災害による被害をできるだけ少なくするためには、何が必要なかを認識することができるのではないかと思います。そこでお伺いいたします。

①昨年、本町川向地区で合同非常招集訓練が実施されましたが、本年度は訓練の予定があるのか、お伺いいたします。

②としまして、防災マップの中に「非常時持ち出し品を用意しましょう」と記載されていますが、意外と用意するのは難しいのではないかと思います。非常持ち出し用の市販のリュックなどがありますが、歌志内市での購入や車を持たない方の購入は難しいのではないかと思います。例えば、町内会などを中心に購入できるような取り組みを実施することも必要ではないかと思いますが、このことについてのお考えをお聞かせください。

件名 4、歌志内市幼小中・地域合同大運動会について。

①ことは開催5回目ということになりますが、実施時期や開催場所などについてお伺いいたします。

②過去4回開催して、さまざまな課題などもあったのではないかと思います。今年度実施するに当たって、改善事項などがありましたらお聞かせください。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者、答弁。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） おはようございます。

私から、1番、住民サービスの向上についての①番についてお答えいたします。

公営・改良住宅の共同玄関のコンクリートは、冬期間とても滑りやすいということで、危険ですということですが、手すりの設置についての考えをお伺いしたいということですが、御答弁申し上げます。

住宅の玄関が滑りやすいということで調査いたしました。靴に雪や氷が付着していると、滑る場合があるようでございます。冬期間は、建物自体が非常に冷えやすくなっており、特に出入り口の共用部分では、靴についた雪がたまりやすく、滑りやすくなるようです。入居者の方々が、それぞれ注意して出入りしていただくとともに、入居者の方が御自身でほうきで雪を掃くなど、転倒回避を行っていただきたいと思っております。

なお、手すりにつきましては、今後、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名1、住民サービスの向上についての②と④、件名3の防災対策についての①と②について御答弁申し上げます。

まず、住民サービスの向上についての②でございます。

住民サービスの向上については、職員への接遇研修の実施などにより、臨機に対応に努めているところでございます。窓口業務時間の延長につきましては、市民から特段の意見や要望が寄せられていないため、現在のところ窓口業務を延長する考えはございません。

しかし、住民サービスの向上のため、従前から事前に相談を受けた場合などには、閉庁時間を過ぎて来庁される方についても個別に対応しております。その都度、担当課へ御相談願いたいと思っております。

続きまして、④のバス停の関係でございます。焼山線とのことでございますので、まず、総務課よりお答え申し上げます。

バス待合所の設置につきましては、議員の言われるとおり、スペースなどの問題や除雪への支障が考えられることから、難しいものと考えております。また、椅子の設置につきましても管理の難しさがあることから、現状においては設置については考えておりませんが、今後、地

元町内会さんからの要請等がございましたら、維持管理の協力態勢を含め、検討してまいりたいと考えております。

件名3の防災対策についてでございます。

まず、①でございます。合同非常招集訓練につきましては、昨年同様、消防署、消防団の訓練想定に合わせて住民の避難訓練を実施する予定でございます。このほか災害図上訓練等の実施を計画していることから、先般、全町内会に防災訓練実施に関する調査用紙を配布し、現在、取りまとめをしているところでございます。

減災を求めるには、個人や地域の皆さんの防災対策が重要になりますので、町内会の御協力を得ながら、内容を検討し、実施してまいります。

②でございます。非常持ち出し用のリュックなどの防災用品は、市内の介護用品店で取り扱っていることを確認しております。非常持ち出し品を準備するに当たっては、リュックサックや簡単に食べられる食料など一般に販売されているものや、既に御家庭にあるものを中心に御用意いただけるよう、防災マップで紹介しております。

なお、食料品の場合、定期的買い換えをする必要がありますが、ふだん使っている缶詰などを備蓄し、数回分に分けて消費と補充を繰り返すローリングストックという備蓄方法がありますので、今後も周知してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 私からは、1、住民サービスの向上についての③の各家庭にごみ分別ガイドなどを配布との関係でございます。御答弁いたします。

ごみ処理ガイドや分別説明ポスターは、平成14年度に市民に配布しております。以降、予算的な関係もあり、大きな金額がかかることから、一部改訂をしたごみ分別辞典を全世帯ではなく、転入者や希望者に配付しているところであります。適正な分別をお願いするためにも新たな冊子、ポスターの配付の必要性は感じております。このため危険ごみなどのごみの分類の見直しを検討しながら、来年度予算の要求を検討してまいります。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、件名の2、プレミアム付き商品券発行事業の①と②について御答弁させていただきます。

まず①の市として商工会議所と発行時期や発売場所などの検討はされたのかということでございます。

このたびのプレミアム付き商品券の販売に当たっては、2月上旬から実施主体となる商工会議所と検討を重ね、事業の目的や商品券の名称、プレミアム率、販売限度額、販売時期、販売場所等を定めた事業計画書を作成しており、具体的な販売日や場所、当日スタッフの配置などの詳細につきましては、商工会議所内に設けられました実行委員会で検討をし、決定されております。

なお、市民への周知につきましては、5月1日発行の市広報紙へのチラシ折り込みにより行っております。

次に、②、市は商工会議所と車を持たない方や体の不自由な方などへの対応などは検討されたのかということでございます。

商工会議所と検討する中で、車を持たない方への対応として市の公用車、バス等の運行について検討いたしました。販売当日に商品券がどれくらい売れて、何時ころまで売残っているのか予想がつかなく、バスを利用して来られても売り切れで購入できない場合も想定された

ことから、バスの運行は行わないことといたしております。

なお、体が不自由な方への対応については、特に検討はしておりませんが、体の不自由が原因で当日来られない方について、誰がどのように確認するのかといった点から、現状の手法では難しいというふうに考えております。

しかし、10月に第2回目販売行うに当たりまして、商工会議所と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私のほうから、件名4、歌志内市幼小中・地域合同大運動会について御答弁申し上げます。

初めに、①の今年度の実施時期、開催場所などについてでございます。

ことは9月6日、日曜日、歌志内中学校グラウンドにおいて開催されることが、6月3日に行われました第1回実行委員会にて決定されております。

②でございます。今年度、実施するに当たっての改善事項についてでございます。

実行委員会での改善事項として、ことは雨天でも中止とせず、アリーナチロルに会場を変えて開催することや、朝の打ち上げ花火が聞こえないとの意見があり、打ち上げ場所を従来の歌中と歌小グラウンドから、旧西小と歌小のグラウンドに変更することが確認されております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁で、ほぼ理解いたしましたので、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

件名1の①、公営住宅の集合玄関部分に手すりをということだったのですが、やはり雪をきちんと払って玄関に入ったつもりでも、意外ときちんと払えていないことがあるのですよね。それでやはり手すり一本あれば、冬だけではなく夏場でも高齢の方ですとか、手すりがあると、それに頼るといふか、それを支えにして歩かれる方もいると思うのです。

冬の間、転んでけがしたという方も若干いらっしゃるの、手すりをつけることはやはり費用的なことを考えてということでは難しいということなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、滑るということですが、場所によってコンクリートの表面がビニールタイルのような光沢がある部分もあろうかなと。その部分に雪がサンドイッチの形になりまして、滑った経緯があるのかなと思います。

最近、出入り口のコンクリートの表面の状態が、結構、表面が削られて凹凸ありますので、滑らないのかなということ、一部の玄関でそういうことがあるのかなとは感じ取れました。

手すりについては、今現在、新築する住宅はほとんどつけております。公営住宅については、ほとんどつけているのかなと思いますが、改良住宅でついていない住宅があるのかなということで、また、箇所数調べますと、結構100カ所以上になりますので、一気に手すりというのなかなか厳しいのかなと思います。

そういった中で、滑るという部分についてももう一度再点検して、表面の部分の状況、それらを確認しながら今後手すりの延長とか、どのぐらいの場所にどれぐらい必要とか、そういう部分で金額もそこだけ設置するというわけにもいかないのかなと思いますので、総体含めて、

また今後の全体の維持管理等それらも含めて、検討していきたいなということで御答弁をさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

過去の定例会でもほかの議員のほうから、階段に既にある手すりを、ほかの場所のほうに移すことはできないのかというような質問もあったのですが、お金をかけるのではなく、今使っていないものをリユースするという形で、費用を抑えてつけることはできないのかなというふうに思ったのですが、階段についている手すりというのは、やはり長さとかがあって、玄関の入り口につけるのがちょっと難しいものがあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） あいている住宅だとしたら、例えば、桜ヶ岡とかそういう住宅でございませうけれども、階段の手すりを平面に使うということは、角度さえ触れてなければそのまま使えるのかなと思います、長さの調整、撤去してつける値段と新品をつける値段という、これは実際の積算上の比較になりますけれども、そういったことも含めまして総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと、集合玄関に滑りどめのゴムマットみたいなのを敷いている玄関も何棟かあるのですが、あれはずっとコンクリート部分にゴムのマットが敷かされているので、すごい安心なのですが、やはり手すり比べると、値段が桁違いなのかなと思うのですが、ゴムマットですとどのぐらいかかるのか、大体で、わかれば。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今、すぐ幾らですかということはなかなか難しい御答弁になりますが、例えばホームマックとかあいうところで売っている金額が、玄関用で3,000円から5,000円ぐらいだったかなと思いますけれども、それが長いということなので、大体想定はできますけれども、やはり5万円から10万円近くはかかるのかなと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ、高齢の方が住んでいるところから優先して、手すりなどをつけていただくというふうに考えてもらったほうが、もらってもいいのかなと思いますので、冬が来る前に取り組みを検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ごみの分別ガイドのほうなのですが、ほかのまちから転入されてきた方には、多分、ごみの分別についてのガイドだとかそういった物は渡されていると思うのですが、その渡しているのも一番最初につくられた物を渡されているのか、先ほど伺いました中身を変えて新しい物を渡しているのか、渡していると思うのですが、中身を変えたものをつくったのは大体、時期的にはいつぐらいなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 新しい物、特にいつからということまでちょっと押さえておりませうけれども、随時、毎年毎年少しずつ言葉の表現とかもいろいろ変えておりまして、毎年毎年見直しをかけて最新版というものを転入者なり、あるいは希望の方、こういう方に今お渡ししているところでございます。

それで7月号の広報、これについても希望者の方がいれば、ぜひ言っていただければ配付しますというふうには掲載をする予定であります。今後においても内容の精査をしながら、修正

しながら見直しをし、来年度の予算の要求につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ことしに入って、広報紙の中に入って暮らしのカレンダー、この部分もページ1枚におさめていただきまして、ごみの収集日とかも、とても確認しやすくなったのです。今もやっぱりいろいろなごみの種類が、昔と比べて多種多様になってきていますし、昨日、田村議員からもスプレー缶の取り扱いということについての質問もありましたので、正しいごみの分別がきちんとできるようにしていただきたいなど。

それと、平成14年に、ごみのガイドとか出たときに、1枚物のポスターというのも各家庭に配られたのですが、そういったものもお考えはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 平成14年度からということで、一番最初に、一番最初というか、ごみの有料化の際にポスターと冊子をお配りして、その都度、変わった部分については転入者と希望者ということにしております。

やはり適正な分別をこちらからお願いするという立場でございますので、よりわかりやすいということもありますので、ポスターと冊子、両方ともということで見直しをかけていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

続きまして、プレミアムの商品券についてだったのですが、やはり発売時期5月24日、この日にちの設定は、かなり重要であったのかなというふうに思います。昨日の議員の質問の中でも、やはり年金で生計を立てている方が、気軽に購入できなかったという背景もあります。

実行委員会の中で、どのようにして、どのような形でということ、いろいろ話し合われたと思うのですが、こういった5月24日やそれは年金支給月前だからというような意見とかというのは、全くなかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 実行委員会のほうには、私ども2回実行委員会開かれている中の2回目、5月20日に開かれた部分に出席をしております。

事務レベルの部分では、ちよくちよく会議所のほうの専務理事等とお話をさせていただいております。当初、私どものほうとして4月中の実施についてお話をしていたところ、お願いをしていたところではありますが、商工会議所のほうの体制がちょっと間に合わないということで、次に、では6月にしようかという話もあったのですが、6月はちょっと時期が遅いのではないかということで、商工会議所のほうで判断され5月24日という形で決定されたというふうにお聞きしております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

次、10月18日ごろの予定ということで今聞きましたが、この日程だと年金で生計を立てている方も、もちろん購入できやすい環境が整ったのかなというふうに思いますので、あとやはり先ほどもちょっと御答弁あったのですが、バスを出すとか出さないとかというようなお話をしたのだけれども、果たしてどのぐらいの方がということで、今回はバスは出さなかったということも聞きました。

それで実際に車を持っていない方が、タクシーに乗って公民館へ行ったというお話も聞きま

した。タクシーを利用して行った方は、1冊分のプレミアム分はタクシー代になってしまったというような話もしていましたので、例えばバスを出します、この時間で1日1本しかないですということになると、また、そのバスに乗って公民館のほうへ来た人もいるのかなというふうに思いました。

次、今、またいろいろと検討されると思うのですが、今回、公民館1カ所だけで販売ということだったのですけれども、例えば公民館、本町のほうと文珠のほうと販売場所を2カ所、こういったことというのは、話し合いの中では出なかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 本町公民館とあともう1カ所、文珠というようなことでの話を私どものほうもさせていただいた経緯がございます。ただ、これまでの過去3回行った中でも同じような議論があったというふうにお聞きしております。

今回であれば、1日、2,000万円の金額というものが動くというような予測のもとで体制を組んでおります。そういった現金を管理するというので、防犯上の考え方からもやはり1カ所で済ませるとというのが、商工会議所のほうの考え方で決定されたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

5月24日、私も公民館へ行ってプレミアム券、購入してきたのですが、販売にかかわる関係者の方がたくさん結構いらっしゃったように思うのですよね。ですから、今、御答弁いただいた内容もわかるのですが、2カ所で販売ということにも対応できるのではないかなと、私が見た感じで。大変な部分も確かにあると思うのですが、例えば文珠、神威から、文珠方面のほうに住んでいる人はタクシーを使って、仮に歌志内中学校で販売したとすると、タクシー代はやはり半分ぐらい違うのかなというのもあるので、今回は、もし会場を二つにすることが防犯上とかいろいろな意味で難しいというのであれば、車を持っていない方の足を確保するというのを、ぜひバスを出すというような取り組みをしていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま議員おっしゃられますように、今回、私どもも発売当日公民館のほうで、ちょっと仕事お手伝いさせていただいております。

実際、1日目につきましては、約1,200万円分ということで販売したところであります、3日間で全て販売を終えたという経過がございます。そういったことから言いますと、人員体制の配置の中で可能ではないかというような考え方もできるかと思いますが、やはり現金扱いに係る責任ということから考えますと、やはりできればその辺のリスクを減らすためには1カ所が望ましいのかなと思います。

ただ、バス運行だとかも含めまして、これから第2回目の発売に向けて、商工会議所のほうと協議してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

体の不自由な方が、多分、買いに来られることは、割的にはさほど多くないのかなというのもあるのですが、よそのまちで郵便で予約をしてということもやっていたまちもこの近隣でもありますので、そういったことは話し合いの中では、予約販売とかという方法は出なかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。



○産業課長（平間靖人君） 予約販売につきましては、隣の砂川市、滝川市も行われております。基本的に予約販売につきましては、ある程度人口があって、会場内で売り切れ等の部分も懸念されるだとか、トラブルが予測されるような部分、会場内での混雑についてのそれを避けるための手法でもあるのかなど、こんなふうに考えておりますけれども、今回の5月24日の発売に向けて、体の不自由な方等についての部分で予約ということの検討はいたしておりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ次回10月18日ごろの発売ということで、10月以降になりますと、冬に向けて燃料費ですとか、除雪代ですとか、そういったもので大いに活用できますので、一人でも多くの市民が、このプレミアム付き商品券を購入しやすい発売の方法というのを検討していただきたいと思います。

続きまして、運動会、こちらなのですが、ことしも歌志内中学校のグラウンドで運動会を開催する予定ということで、今、お伺いしました。

運動会に参加している方から歌志内中学校の体育館のトイレのことについてお話があったのです。男子トイレも女子トイレも和式が主なので、ちょっと高齢の方だとか子供さんとかすごい嫌がっていました。私も何回か見ました。

それで、もし、ことしも中学校で合同運動会やるのであれば、学校の中のトイレは使わせてもらえないのだろうかという話があったので、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 貴重な御意見として伺いまして、この後、第2回、第3回の実行委員会の打ち合わせでございますので、今、議員のおっしゃられましたことについて検討するように、できるだけ対処してまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） よろしく申し上げます。

あと、仮に学校の中のトイレが難しいということになれば、体育館のトイレを使うときに、入り口で靴を脱いでスリッパに履きかえてトイレに行くのですよね。やはりスリッパに履きかえると、結構スリッパが汚れていたとかということもありましたので、もし仮に学校の中のトイレを使えないで従来どおり体育館のトイレでということになれば、スリッパに履きかえなくても外靴でトイレに入れるような、そんな対応にしていきたいなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 先ほどの体育館以外のトイレ、またそれができない場合ということでございましたけれども、利用者の利便性、高齢者の方々の一旦、靴を脱いでという部分での危険性もございますので、今、貴重な御意見いただきましたので、十分その旨実行委員会に諮ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） よろしくお願ひいたします。

あと、ことしは雨が降ってもやられるということなのですが、会場、アリーナチロルということで今検討されているということですが、これはアリーナチロルで開催されるとなると、駐車場の問題があるのかなど。

一応、各町内会ごとに歌志内市から送迎のバスは出しているのですが、結構自分

の車で参加する方が多いのですよね。もし雨の時は駐車場をどうしようとかって、そういったお話も実行委員会の中で、もう既にされたのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 雨の場合についてのジャッジの問題もちょっと非常に難しいところが、小雨等であります。

それから、アリーナの会場内もやはりグラウンドとは違って、非常に手狭になるということで、参加される方の問題も多少絡んでいるということ。

それから、今、議員がおっしゃられた駐車場の関係もチロル、それから下の道の駅、この辺も活用していかなければならないということが出てまいります。

これらについては、課題として第2回目の実行委員会で、この辺の詳細については協議をするということになっておりますので、今、議員の御意見も一応課題として受けとめて、今、調整を図っていくといえますか、結論はまだ出ておりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） よろしくお願ひします。

あと、6月3日に第1回実行委員会が決定されたと、今、お話お聞きしましたが、この運動会を開催するに当たって、参加する地域の方ですとか、児童・生徒とか、また保護者、こういった方には何らかの形で、こういうのをやるのでどうですかみたいな聞き取りだとか、アンケートだとか、やっているのかなと思うのですが、そのアンケートとかをやったことがあるのか、またやっていたとしたらどのような感じで、こういうものをやるので何とかそういうアンケートやったことがあるのか、また、やっていれば内容についてわかればお聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） アンケート等につきましては、ことしの実行委員会でなくて昨年の運動会が終わった後の反省を行うための実行委員会、これを開く前に各小中学校等で、保護者さん等からの御意見をアンケートの形でいただき、それをもとに実行委員会で反省をしているものであります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） では、その結果を踏まえて、また、今回やる何ですか、ここはこうしよう。例えば、打ち上げ花火の音が聞こえないとか、そういったことに反映されたのかなということなののでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 先ほどの最初に御答弁した花火の関係については、既に昨年のアンケートの中で地域的なところで音が聞こえないということを第1回目の会議の中で再確認をし、それであれば場所を変えたほうがよろしいかということを決められたということでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

昨年の反省、こういった反省をいろいろ聞き取りされたということなのですが、その聞き取りの対象者というのは地域の方ですとか、保護者の方ですとか、どういった方を対象に聞き取り、反省とかを聞いたのか、お聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 児童・生徒に係る部分につきましては、学校を通じまして保護者の方からのアンケートを聴取しております。また、地域のほうにつきましては、

地域から代表して出ている実行委員の方から意見をいただいて、それを踏まえて反省をしたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

運動会ことしもやりますよということで、実行委員会のほうでお話がまとまっているということなので、開催するのはやはり運動会楽しかったねと、大人から子供まで言えるようなそういった運動会にさせていただきたいと思いますので、先ほどのトイレの件ですとか、些細なことですけれども、意外と重要なのかなというふうにも思いますので、実行委員会のほうでいろいろ話し合っ、よりよい運動会になるようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

少し早いですが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

質問順序6、議席番号1番湯浅礼子さん。

一つ、福祉の充実で・魅力あるまちづくりについて。一つ、空き家対策について。一つ、安心・安全なまちづくりについて。

以上、3件について。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 皆様おはようございます。

通告に従いまして、3件につきまして一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

件名の1でございます。福祉の充実で・魅力あるまちづくりについて。

イとしまして、魅力あるまちづくりに、行政と市民が全力で取り組んでいる歌志内市の地方創生。全国的に、ことし4月から生活困窮者自立支援制度がスタートいたしました。これまでとすると、制度の狭間に置かれてきた本来であれば最も支援されるべき対象でありながら、支援の手が届いて来なかった人々に寄り添い型で包括的な支援を届ける仕組みと聞いております。この制度について、歌志内市の取り組みにつきましてお伺いいたします。

①としまして、生活困窮者自立支援法の概要についてお伺いいたします。

②としまして、生活保護の現状と生活困窮者の実態についてお伺いをいたします。

③といたしまして、生活困窮者自立支援法を促進する具体的な事業の取り組みについてお伺いをいたします。

④といたしまして、必須事業と任意事業についてお伺いをいたします。

⑤といたしまして、今後の課題についてお伺いをいたします。

ロでございます。魅力あるまちづくりのため、人口減少問題、障がい者・高齢者のための福祉政策、まちの活性化のための施策、何よりも歌志内市PRの発信等々については、大事な部分だと私は思います。

①としまして、地域おこし協力隊員の活動の一環として、本市の魅力発信などフェイスブックの立ち上げによる情報発信に取り組むと3月定例会でございましたが、その後の経過についてお伺いをいたします。

件名2でございます。空き家対策につきまして。

昨年11月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法、通称空き家対策特別措置法が成立し、先般、2月26日に一部施行となりました。また、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針につきましても、同日、2月26日に通告をされたところ

でございます。この法律と指針では、空き家対策のための体制づくりに関する事、実態把握のための調査に関する事、空き家対策の計画に関する事、そして空き家に対する措置に関する事などが書かれております。

そして、この法律に沿った施策が実施されようとしております。すなわち市役所内部での連携体制の整備と相談体制の整備、予定されている空き家調査と空き家台帳の整備、そして既に定住対策の観点から実施されております歌志内市空き家バンクなどがございます。これらの観点から、空き家問題についてお伺いをいたします。

①としまして、最初に、空き家対策特別措置法の概要についてお伺いをいたします。

②としまして、空き家対策特別措置法の全面施行による歌志内市の対応についてお伺いをいたします。

件の3でございます。安心・安全なまちづくりについてでございます。

道内の交通事故死者数は減少傾向が続く一方、飲酒運転による死者数は3年連続して増加しております。歌志内市における交通安全対策・道道の危険箇所の取り組みについてお伺いをいたします。

①としまして、市内での過去2年間報告されております交通事故数についてお伺いをいたします。

②としまして、市内での高齢運転者数についてお伺いをいたします。

③としまして、市内での交通事故危険箇所と対策についてお伺いをいたします。

以上、3件、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 私のほうから、件名1、福祉の充実で・魅力あるまちづくりについての①生活困窮者自立支援法の概要、そして④の必須事業と任意事業についての部分で、①と④について生活困窮者自立支援法の概要について関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

まず、生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるものでございます。生活保護法は、保護を受けているとないにかかわらず、保護を必要とする状態にある方が対象です。

一方、生活困窮者自立支援法は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が対象です。同法における必須事業は、就労、その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する自立相談支援事業と離職により住居を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給するものです。

また、任意事業は、就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から期限を定めて実施する就労準備支援事業、住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う一時生活支援事業、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸し付けのあっせん等を行う家計相談支援事業、生活困窮家庭の子供への学習支援事業であります。

続きまして、②番の生活保護の現状と生活困窮者の実態についてということでございます。

当市の生活保護の現状は、6月1日現在、121世帯、154名であります。また、生活困窮者につきましては、収入が不安定な方や働かない子供の将来が心配、また、なかなか仕事が見つからないなど、相談内容は多種多様になっており、把握することは難しく実態をつかめないのが現状であります。また、制度の周知活動を行うとともに、地区の民生委員や市役所内においても関係部署と情報を共有しながら、自立相談支援事業を活用し、早期対応が図られるよう取

り組んでまいりたいと考えております。

次に、③番目の生活困窮者自立支援法を促進する具体的な事業の取り組みについてでございます。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、必須事業となる自立相談支援事業は、生活保護に至る前のセーフティネット構築を目的とするもので、生活困窮者が抱える多様で複合的な相談に応じ、課題を評価・分析そのニーズに応じた自立支援計画を策定し、計画に基づく支援等が包括的に行われることを支援するため、各関係機関に対し連絡調整等を実施することにより、生活困窮者の自立促進を図るものです。

本事業は、生活保護業務とは違うノウハウと対応が求められており、事業実施に当たり専属の相談員の配置、困窮状況に応じた各種制度の説明・助言や自立支援施設の紹介、ハローワークや協力企業等の社会資源との連携、新規開拓といった専門性の高い事業となります。

このため本市では、専門的知識を有する相談員の確保は難しいと判断し、国のモデルケースとして平成26年度より、空知振興局などから受託しているNPO法人コミュニティワーク研究実践センターに委託して実施しております。

同法人は、相談支援コーディネーターを中心に4名の専門員体制であり、6月から毎週火曜日の15時から16時30分まで、公民館において相談支援員による相談窓口を開設しております。また、フリーダイヤルによる電話相談も行っております。

⑤番目の今後の課題についてでございます。

生活保護に至る前の段階から早期に支援することが重要ですので、相談支援員と他の関係機関が連携しながら、生活困窮者の早期相談・相談支援が必要であると考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名1の福祉の充実で・魅力あるまちづくりについての口の①フェイスブックの関係についてお答え申し上げます。

移住・定住促進の支援活動として、移住・定住のコーディネーター、市のホームページ及びフェイスブックの立ち上げによる市の魅力発信などを担当する地域おこし協力隊員につきまして、去る6月5日付で、女性1名を委嘱したところでございます。現在、フェイスブックの立ち上げに向け、市内の情報収集を行うとともに、既にフェイスブックを立ち上げている近隣市町との情報交換により、立ち上げに必要なルールづくりなど具体的な作業に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、件名2番目、空き家対策についての①、②でございますが、①空き家対策特別措置法の概要ということで、昨年11月公布、ことしの2月26日施行のこの概要についてお答えいたします。

全16条からなる法律でございまして、法律の制定の目的に始まり、所有者の責務、空き家等の対策計画、協議会の設置、空き家等への立入調査、所有者等に関する情報の利用、データベースの整備、跡地活用、空き家等に対する措置、国や道の財政上の補助、過料などが規定されており、法の施行後、必要に応じて5年後に検討を加えるものとなっております。

目的でございますが、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命・身体又は財産を保護するとともにその生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため国

による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、そのほかの空き家等に関する施策を推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することとなっております。

空き家等の定義でございますが、建築物又はこれに附随する工作物であって、おおむね1年以上の使用実態がない建築物とその敷地が空き家等で規定されております。また、空き家等がそのまま放置されていることにより、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺の生活環境に影響がある状態となった管理不全な空き家等を特定空き家等と規定されております。

次に、所有者の責務でございますが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めなければならないとされており、所有者の努力義務となっております。

市役所の取り扱いについては、こちらも努力義務でございますが、空き家等の対策計画の策定及び協議会の設置、そのほか空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるようになっております。

加えて、この法律の施行後において、固定資産税の課税そのほかの事務のために利用する目的で保有する情報を内部で活用することが可能となり、今まで以上に所有者の確知を行うことが可能となっております。

特定空き家等に該当する建築物等につきましては、立入調査が可能となり、助言・指導・勧告と行政指導を行い、改善されなければ、命令・代執行と行政命令を行うことができるとされております。

また、所有者が確知できない特定空き家等につきましては、行政指導、命令などを行わない略式代執行を行うことができるとされております。

以上、雑駁ではございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要とさせていただきます。

次に、2点目の空き家等に対する空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行による市内の対応についてでございますが、条例につきましては、同特別措置法の内容を見きわめ、制定等の検討をしている最中でございます。また、内部の連携につきましては、同特別措置法に該当しない空き家等も含め、内容に応じて各課で相談に応じる体制を整えるなど、従来の連携を継続しているところでございます。

また、市民への同特別措置法の周知についてでございますが、当市にはお盆前後に多くの方が帰省されることから、8月号の広報紙に記事の掲載を予定し、親族の方がより空き家等の問題をお話できる場を提供できればと考えており、その後、ホームページの掲載も予定しているところでございます。

次に、現在の実務の対応状況でございますが、同特別措置法において空き家等の対策計画及び協議会の設置の規定がございますが、いずれも努力義務でございますので、補助金などの活用方法も含め検討している最中でございます。

次に、現地の調査などについてですが、調査は既に実施しており、同特別措置法に該当すると思われるものを把握しながら、台帳整備などを進めているところでございますが、立入調査、行政指導、行政命令などにつきましては、当市がどのように対処・対応すべきか検討を重ねているところでございます。

仮に、所有者が対応を行わない場合、最終的には市が代執行により対応しなければならず、この場合、解体費用を市が税金から一時的に肩がわりすることになり、所有者からの費用の回収は極めて困難となることが想定されます。このことから、所有者が自主的に解体除却などの対策を施している空き家等との均衡を考えますと、市民からいただいた税金でこれらの対応を

行うことについては、より慎重な対応が求められると考えております。

また、大半の空き家等につきましては、同特別措置法に該当しない、つまりおおむね1年以上の使用実態がない建築物と確知できないものが多いことから、これらの空き家等の対策につきましても今後検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 私からは、件名3、安心・安全なまちづくりにいての①、②、③を御答弁いたします。

①の市内での過去2年間の交通事故件数でございます。

市内での交通事故ですが、赤歌警察署からの情報では、人身事故は平成26年1月から12月、前方不注意や確認不足、スリップなどの原因で安全運転義務違反の事故が3件です。平成27年1月から5月までは、捜査中で公表されておりませんが、人的要因事故が2件とのことでございます。

次に、②の市内での高齢運転者数でございます。

歌志内自動車学校の情報では、加齢に伴って身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるため、70歳以上の方に、高齢運転者講習等を実施しております。この高齢運転者70歳以上の運転免許所有者は、平成27年1月末現在、346人とのことでございます。

③市内での交通事故危険箇所と対策についてでございます。

冬期間の凍結路面やトンネルの出入り口、スリップなど事故が発生しやすい箇所は、道道の8カ所と把握しております。これは22年に赤歌警察署の道路診断により、23年2月に危険箇所として把握し、危険箇所マップとして広報などで周知を図りました。また、8カ所に限らず、公安委員会の規制看板、北海道の道路管理者による警戒看板、市の注意喚起看板を設置し、歩行者・運転者への啓発を行っているところであります。

特に、事故発生状況を見て判断し、随時、建設課と連携をし、道道管理者の札幌建設管理部滝川出張所に看板設置等の要請をしているところでございます。

なお、制限速度、規制看板など交通ルールを一人一人遵守することは、交通事故の回避に重要、効果的な手段と考えております。このため、歌志内市交通事故死ゼロ作戦本部を中心に、赤歌警察署や関係団体と連携を図りながら、交通安全運動を進めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 質問中ですが、10分間休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

最初に、生活困窮者自立支援法の部分から再質問に入らせていただきます。

今、さまざま御説明がりましたが、この市民に対して、市民の皆様には、この自立困窮者自立支援法というものがありますということをどのように周知していきますか、お伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 市民といいますか、既に民生委員の皆様には、この制度につ

いて御説明しながら取り組んでおります。また、7月の広報にもこの制度についてPRをしていく予定にしております。また、ポスター等も市内の病院ですとか、郵便局、商店等にも掲示を依頼しながら行っていくことにしております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ここでは、歌志内市の取り組みとしましてはということで、国のモデルケースとして平成26年度より、空知総合振興局などが受託しているということで、私、初めて聞いたのですけれども、NPO法人コミュニティワーク研究実践センターにということなのですけれども、この中の相談支援コーディネーターの方は4名いらっしゃるというふうに、先ほど御説明がございました。そして6月、毎週火曜日から3時から4時30分まで公民館においてということになっておりますが、4名の方の例えば御紹介ですとか、実績ですとか、ここは得意分野だという部分がもし把握してありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 4名の方のそれぞれの得意分野というまでは把握しておりませんが、それぞれ就労相談員ということで、いろいろな資格をお持ちの方ということでございますので、それぞれ専門知識を持ちながらこれまでも対応しているということでございますので、その辺についてはぜひそれぞれ問題ケースと申しますか、相談したケースの中でそれぞれ相談に乗っていただくということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） フリーダイヤルによる相談という部分もありますが、これは何番でございませうか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） フリーダイヤルにつきましては、0120279234でございませう。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 本当にこの部分は大事な部分でございまして、私も4月の下旬から5月の初めごろでしたか、ちょっと市民相談をいただきました。

最初、その方の経緯は、訪問したところ、私の顔を見るなり、「僕は、市議会議員は大嫌いです」と言われたのですよ。どっきりしまして、そんなこと言わないでと、市民の皆様いろいろ、特に若い方の意見が聞きたいからということで、このようにお伺いさせていただいてますということで名刺を差し上げました。でもすごい反発で、ダブルパンチで、ちょっと落ち込んで帰ってまいりました。

それからして、時々なのですけれども、買い物している部分ですとか、散歩している部分で会うことがございまして、きっと相手の方も私に物すごいパンチを食らわしたせいか、気にかけているようでございまして、私のほうから言葉をかけたりとかと接近をしていきました。男性なのですけれども、ピアスをしていて、若い方で、この方、歌志内市のまちづくりについてどんなことを考えているのかなとか、すごく興味がありまして、物すごく注意をして見ておりました。

ところがしばらくたってから、名刺を渡していただきましたので、携帯番号が書いてありました、私の電話が入りました。「湯浅さん、ちょっと話聞いてもらいたいのですが」ということで、私にと思ってびっくりして飛んでまいりまして、内容をお伺いいたしました。

それは本当に内容聞きまして、ここではちょっとお話申しわけない部分なので、この生活困窮者自立支援法にかかわるような内容な部分でございました。本当に大変な思いをして今まで



2年間暮らしてきたのだなということで、さまざまアドバイスをして、役所に行って、いろいろ私自身では手に負えませんのでということで本人に言いましたら、また、本人が、「僕は、市役所に行ってもまともに扱ってもらえないのですよ」と言うから、そんなことございませんと、私も一緒に行きますからどうですかと、最初のうちすごく渋られました。でも大丈夫ですからということで、日にちと時間とセッティングして帰ってきました、これはどういうふうに私持っていったらいいのかなと、やっぱり事前に担当の方にこの内容を教えてやらなければならないのだなということで、最初にお電話をして、こういうふうな状況の方が行きますので、特に役所に対してという部分がございまして、本当に丁寧に大切に対応をお願いしたいという部分でお電話いたしました。

それで当日向かいまして、本当にそれはそれは丁寧に女性の方は説明していただきました。また生活の面、また住宅の面、そこの福祉の関係のほかには住宅の方も2名というか、本当にワンストップで全部相談に乗っていただきました。本当にワンストップのサービス、この部分は本当に大事だなということを今回の相談で感じたわけです。

ですけれども、本人の意向で何回かやったのですけれども、生活保護は受給しないという結論で、ちょっと本人の意向がすごく強くて、そういうふうな形になったのですが、でもその後のフォローも本当に行政の方は気にかけていただいて、町内の民生委員の方に手を打っていただいた。そういう経緯を見て、歌志内は本当にきめ細やかにやっていただいているのだということを感じて感謝の思いで例題を出しました。

それとは反対に、すごく危険なというか、悲しい事件があったのを皆さん知っていらっしゃると思いますが、今月の12日、毎日新聞、読まれた方がいらっしゃると思うのですが、これは生活に困窮して家賃を滞納し、県営住宅から強制退去された当日、中学2年生の一人娘を殺害したとして起訴されていた母親の裁判、判決が千葉地裁で言い渡されました。

この事件が起きたのは、去年の9月24日でございます。報道では、別れた夫の借金を抱え、娘の制服を買うためにヤミ金融に手を出し、健康保険の担当部局では、この親子の窮状を把握していたけれども、生活保護の担当部局と情報共有されておられず、生活保護の窓口で母親が来たときには、一般的な制度の説明だけしかありませんでしたと。また、県営住宅であったこともあり、千葉県と銚子市との連携も不十分であったと伺いましたと。これはまさに制度と制度の狭間の問題で、本当に幾つかの行政部署と接触があっても窮状を把握することができなかったというそういう部分で、本当に残念でならない大きな大きな事件でございました。

それに受けまして、国のほうでもさまざまな手当ををして、いろいろな部分で今回のこういうふうな部分になったと思うのです。それで一番大事な部分です。歌志内市としましては、この支援に対しての該当するようだと心配されるような方の把握はどのようにしていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 先ほども御答弁申し上げましたが、この生活困窮者という方の定義というか、それについてはなかなか難しく、収入が不安定だとか、先ほど言ったようにお子さんが就職しないとか、また、なかなか仕事が見つからないというような状況であります。

また、生活が困窮されている方というのは、なかなかみずからそういう支援を求めて声を上げるといふものしないようであります。全国的に見ても10万単位の人口の中でも、平均な相談大体25件ぐらいというようなことも聞いております。そういう意味では、今後もこの制度

について周知を図るということと、関係機関と連携しながらそういう声を聞きながら、対応していくということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 本当に把握するということは、大変難しい部分だなと、私自身も思います。でも、このSOSを発声できない人が本当にいろいろな問題を世の中で起きているという部分では、本当に大事な部分だと私は思います。

それで生活保護を受ける前における何というかな、取り組み、またこれから実施に至ってなくても検討中の支援策と、ちょっと具体的な部分というのがございましたら、お伺いしたいと思うのです。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 検討中の支援策といいますが、この制度が4月から始まって、そういうことでこれから相談、現在のところ当市の中でこのセンターに相談を受けたというのが、まだ1件しかございません。今後、そういう対応について、何か問題があればそういう支援についてもサポートセンターのほうとお話ししながら、取り組んでいかなければならぬかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ちょっと内容に触れていきたいと思うのですが、例えば、先ほど私が例を出しました私の市民相談の方、その方は仕事をしたい、だけれども、体も自分も本当に大変な状況だという部分で、2年間というもののアルバイト的な生活をやっていて、本当に中身を聞いたら大変なのですが、こういう方というのは結構いらっしゃると思うのですよね。お仕事をしたくてもできない、そういう部分で例えば、地方におきましてはフルタイムで仕事できない方に対して、1週間のうちに2日から3日ちょっと実験的にお仕事してみましようとかというふうな部分で手を差し伸べて、それがクリアできたらフルタイムでというふうな部分での支援という部分もしているというふうには伺ったのですが、うちのほうはどのようなようになっておりますか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 今、おっしゃったとおり、体をならしていくといいますが、急にお仕事を勤めても対応できないというような状況の方もいますので、今、おっしゃられたようにこの相談を受けた中で、そういう就労に結びつくような動きをしながら、また急に働けないという場合は、そういう受け入れ企業があればいいのですが、そういうところに紹介したり、そういう短時間の就労とか、そういうのも今後の生活困窮者の自立支援の中では取り組んでいくことになっております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） この支援につきましては、予算が80数万円というふうに聞いておりますが、これで十分なのでございましょうか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） これについては、当市の相談、予想される人口割とかその辺の中で、いろいろそういうサポートセンターのほうから委託に係る費用として受けておりますので、この中で対応していくということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 生活困窮者の方、地域から孤立している方が多いということも聞いておりますし、これから町内会の役目、また特に民生委員の方には本当に大活躍していただくこ

とになるのかなというふうに、私もとらえているのですけれども、町内会との連携ということで、市としては何か特別なことを考えておりますですか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 直接、町内会との連携というのは、この相談支援事業の中ではございませんが、やはり民生委員さんを通じながら、そういう実態がある場合については、早期支援というのにつなげていくということになるのかなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） この部分では、最後この質問についての要望になりますけれども、生活困窮者対策についての私の思いでございますが、困窮者の中でも適切な支援さえあれば、前に進むことができる人が多くいると思うのです。この制度が生かされるように、困窮者に寄り添う支援体制をぜひとっていただきたいなというふうに強く要望しておきたいと思えます。

それで国は、こういうふうな支援策を出しましたよ、ことし4月から一斉に動き出しました。ですが、調査によりますと、相談窓口は設置したけれども、43%が一つも任意事業を実施していないということが、今の段階で判明しております。ですから、相談を受けても自立支援につなぐ支援策がなければ、この制度の本来の力が発揮されないと思うのです。ですから、予算が足りないよ、もっとこういう手も打つべきだといろいろな部分でのもっと積極的な、そういう支援策を歌志内市にお願いしたいと思えます。

肌で生活、裕福な人と本当に厳しい人との差がかなり歌志内の中でもございます。厳しい人の意見をもっともっと聞いて、行政は手を打っていかなければならない部分が今あると思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 湯浅議員、それに関する答弁は要らないのですか。

○1番（湯浅礼子君） いただきたいと思えます。済みません。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） それにつきまして、今後、この制度が始まったばかりということがございますので、今後の中でいろいろと研修・研究しながら、取り組めるものは取り組むという姿勢でいきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） あと20分しかなくなりました。

今回、空き家対策には、本当に踏み込んだ答弁をいただきまして、何回か私も定例会で質問させていただいて、きょうが一番ちょっといいかなという部分で安心をしております。ちょっとこの部分は、物すごく深い部分で時間がかかると思えますので、先に3番のほうに飛ばさせていただきます。

安心・安全なまちづくりについての部分で再質問させていただきます。

このところで、今、御答弁いただきましたが、8カ所ぐらい危険な箇所がございますという部分でいただきました。その具体的な名称、ちょっと教えていただければありがたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） それではまず8カ所ということで、8カ所全部ということですが、一つ目といたしましては上歌の新歌志内トンネルの出入り口付近。それから、2番目といたしまして本町第2の市役所庁舎から上歌方面へ若干下った箇所。それから、3番目として市役所庁舎を砂川方面に越えて、歌神市街に向かう下りの箇所。それから、神威市街から神

楽岡入り口までのカーブ付近。それから、5番目として文珠のチロルの湯の入り口の交差点から文珠高台に向かう緩やかなカーブ箇所。それから、6番目として文珠のコンビニ店の付近。それから、7番目として神威岳より砂川一の沢線へ向かうS字カーブ。それから、8番目として神威トンネルのこれら8カ所ということで把握しております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今、8カ所、私も本当にそのとおりでなと思います。特に、市役所前におきましては、そこの住民の方が市民相談受けまして、大変な思いをして暮らしているという状況をことしに入りまして、じっくりと聞く機会がございました。

特に、お二人暮らしていらっしゃる家庭でございますが、冬期間は、自分たちは居間がちょうど道路面に即してしまっていて、そこでお昼寝することもできないのですよと、湯浅さんと。テーブルとか、全部道路から離して昼寝もできない、そしておちおち、そして私も本当にできたら、いいところがあったら引越したいですよと。だけれども、シルバーハウジングみたいのでできると聞いているけれども、持ち家ある人は入れないのですよねと言われたのですよね。

一応、そういうことになっているのですよねということで、いろいろさまざま会話をいたしました。それぐらい市役所前の曲がり角、あそこの部分については危険な場所だなど、何回も何回も事故に遭って車が破損して、修理してもらったとか、ガスの台が全部吹っ飛んでしまって、そのガス台というかボンベというのですか、そういうものがなかったら、そのまま直行して居間に入ってきた。それで命拾いしたとか何と、物すごい状況の中での交通事故を何回もあれしているという部分でございました。

本当に道の道路でございますので、簡単には行政もできないと思うのですけれども、今までこういう部分で気を遣って頑張ってきたという状況がございましたら、お聞きしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） この件につきましては、私のほうから御答弁申し上げます。

先ほど、小玉課長のほうから、建設課と連携しながら対策を講じているという答弁いたしました。この件の対策でございますが、今現在、市のほうからも要望して対策を講じているという部分につきましては、先ほど小玉課長のほうから説明いたしました、旭橋、神楽岡の付近でございますけれども、歩道と車道の境目に防護柵を今やっております。この工事の中で、今、湯浅議員が言いました役所の上歌方面の坂の部分につきましては、かねてから要望も受けておりましたので、北海道のほうにお願いしまして、今回の工事の中で注意を促す看板の設置を発注しているということで伺っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 道路におけるここは危険とか、カーブとかと、そういう部分の大きい看板の大きさというのは、何かサイズの制限がございますか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 注意看板につきましては、その大きさの規定はございません。通常、黄色い板に黒字のカーブの矢印の矢印とか注意勧告、これについては大きさの規定がございますけれども、注意の看板につきましては、例えば畳1枚ぐらいの大きさとか、その半分とか、サイズは道路管理者がそれぞれ、そこの場所を考慮しながら設置するという事になっております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 8カ所以外にもまだ危ないなという部分、私、感じるところがあるの

ですが、先にお伺いしたちょうど知り合いの家を出てカーブになりますね、砂川のほうに行くところ。あそこのカーブのところの近くの市民の方から市民相談いただいたのですが、  
「湯浅さん、1日、ここに車とめてちょっと観察してください」というのですね。そしてここはカーブだから、スピードが出ないと思いますでしょうと、ところがこのカーブで追い越しかけるのですよ、それを見ていただきたい。

だから、あそこにも本当に危険なら危険と大きいスピード落とせとか、そういうものを作ったりとか、また今の私が例を出しました本町の市役所前のずっと前のほうからスピードを落とせと、大きなのを出したら、絶対そこから、大分前からスピードを落としていったら事故は起こらないと思うのですよね。そういうふうな対策をもうちょっと、道の仕事と考えないで、歌志内市の行政がどうやったら交通事故が起きなくなるかと、もうちょっと具体策をあれして看板の設置をお願いしたいと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 看板の関係につきましては、当然、今おっしゃったような関係もございまして、やはり必要に応じて建設課と連携しながら、北海道のほうに要請はしていきたいというふうに思っております。

ただ、赤歌警察署からも言われているのは、やはり路面状況に合わないスピードによる事故が多いというのは実態ですよというふうに聞いております。一人一人の制限速度、規制看板など交通ルール、これらを遵守するというのが一番の交通事故の回避に重要であると、効果的であるということを考えております。

したがって、やはり看板の設置も当然やってはいかなければならない問題でございますけれども、交通安全運動、市民の方が意識の向上とこういうものにも力を入れて、運動を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今、課長が言われたとおりだと思いますが、でもやはり看板というのは絶対に私は必要だと思います。特に、市外からいらっしゃる方は40キロという、頭が入っていないのではないかなと、私は思います。私たちはもうなれてしまっていますから、その部分をどうするかという部分。

例えば、本町のところのずっと手前から、一番できればいいのですが、30キロ、ここからは30キロですよという標識があんなら、私は万々歳だと思うのですが、これは難しいことですか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 市外からの通過車両ということの関係だと思いますけれども、確かに行き届かない部分というのはあるのかなというふうにも思っております。このため市の注意喚起看板というものを市内ずっと30カ所ぐらいですか、スピードを落とせとか、いろいろ回れというような注意看板をしている状況にもございます。これは今後においてもそういう看板を利用しながら、市内の通過車両にも啓発していくようなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） それと、今の一つの件ですけれども、高齢者のドライバーによる事故の状況とかというのは、また高齢者の方に対しての事故防止の取り組みについては、どのようなことをされていますか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 先ほどの答弁もしておりますけれども、運転免許証の更新につきましては、自動車学校からもお聞きしておりますけれども、必ず高齢者の方が安全な運転をしていただくということでの高齢者の講習というものを実施して、ここら辺、安全運転に努めていただくというようなことをしているということと同時に、春夏秋冬の交通安全運動の時の中にも自動車学校で1日開放授業ということで、高齢者を含めた方々の講習も行っておりますので、こういうことも今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） それで今、高齢者の方の対策も大事かなというふうに思います。そして、やっぱり私も60代後半になりましたら、何となく運転技術がちょっと怖いという部分が私自身が感ずるものですから、高齢者の方特に大事だなというふうに思うのですよね。

だから、本当に自主的に、かなり高齢になりました方は返納していただきたいという思いがあるのですが、この部分では行政はどのように考えておりますか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 返納に関しては、それぞれの方の自主的な考えというものを尊重しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 済みません。あと少しになりました。私、交通の部分では、これを最後にお願ひしたいなというふうにして考えてまいりました。

まず本当に残念で残念でならない砂川市で起きた交通事故、それが砂川で起きた事故が、歌志内の市民の方が巻き添えになって、本当に残念だな、悔しいなという思いで私はおりました。このことに対して、本当に全面的に飲酒運転という部分では、何か手当てをしなければならぬなというふうに私は考えております。

インターネットでも調べてみました。そうしましたら、いろいろやっぱり各地で飲酒運転で亡くなられた方が、交通事故があつてこういうことだということで、条例ができていたところがたくさんございます。それで宮城県、ここは宮城県飲酒運転根絶に関する条例、福岡県は飲酒運転撲滅条例、大分県は大分県飲酒運転根絶に関する条例、また沖縄県におきましては沖縄県飲酒運転根絶条例、そして山形県は山形県飲酒運転をしない・させない・許さない条例というふうに条例をやっております。

これは初めて罰金付きの飲酒の条例なのですけれども、これは飲酒運転撲滅条例ということで、議員の提案による全国初の罰金付きの飲酒運転条例が制定をいたしました。これは平成24年の4月1日に施行されまして、9月21日に、これは福岡県の部分なのですけれども、ちょっと読んでみたいと思います。

飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識な甘さがあることを指摘する声があり、まず常習者の決定的な自己啓発と県民意識、社会風土の改革が急がれるところである。しかし、一方で飲酒運転による検挙者の中にアルコール依存症が疑われる方も多数存在することが判明しており、このような疾病の場合には啓発には功を奏しないとされている。

したがって、飲酒運転の撲滅のためには取り締まりの強化だけではなく、まず検挙者一人一人の特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返させないことが重要である。また、飲酒店等において、運転者に飲酒をさせないための取り組みを進めることも不可欠である。もはや私たちは県民の生命と安全が日々脅かされている事態をこのまま見過ごすわけにはできないと。

よって、ここに飲酒運転のない県民が安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制

定するというので、平成24年9月21日に本当に初めて制定されましたという部分であります。この件につきましては、歌志内行政についてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今、事例をいろいろとお伺いしましたが、福岡県などの事例については、たしか市の職員が橋梁の上で家族何人かを死亡させたという大きな事故だったと思います。

今、聞きますと、条例の内容を拝見しておりませんので、私のほうからそれに対するコメントはちょっとできないのですが、法律で罰則規定があり、さらに同様の内容で条例でそこに罰則規定というか罰金刑など、うたうことができるのかなというちょっと疑問はあるのですが、内容が同等のものではないような、道交法と同様の内容でないような、今、聞いてみますとまたちょっと違った内容の条例といえますか、同じ交通法規違反を取り締まる内容かもしれませんが、中身を見てみませんかとちょっと何とも申し上げることができませんが、ネット等に出ていると思いますので、そういうものを参考にして行政のほうともちょっと研究してみます。条例化するかしらないかというのは、また、その内容をよく精査してから判断してみたいと思いますが、いずれにしても私はこの前の不幸な交通事故ございましたが、今、砂川署管内、1市3町、それに歌志内にも声がかかってきておりますので、2市3町で啓発活動を進めましょうということで、今、準備を進めております。

また、警察の捜査が終わりますと、砂川署のほうから赤歌署長さんのほうへ、事故の内容が報告されます。それを受けて、私どもも中身が明確になる前に我々ちょろちょろ動くわけにいきませんので、明らかになった段階で赤歌さんの指導のもと、ゼロ作戦本部を中心にして啓発活動に入ると、こういう今、打ち合わせをしておりますが、いずれにしてもどんなものをつくっても一人一人がいかに法令を遵守するか、自分自身をどうコントロールしていくか、全てそこに尽きるのではないかと、そんな思いがしております。

先般、赤平の安管の暴追協ですか、ところの御挨拶でも申し上げましたが、今、赤歌さんは暴走行為なんかありますと、積極的にその家庭まで乗り込んで指導するという、そういう体制をとっております。とにかく今回の問題含めて、私は、地域に対する挑戦だと思っておりますし、私は暴力だと思っています。こういうものを抑え込むとした、警察を中心として地域がしっかりとそういうものを監視して、組織として地域として全体としてそれを抑え込んでいくと、こういうことも必要なかなと思っておりますが、いずれにしてもどんなことをしても最後は一人一人のモラルの問題が出てくるのかなと、そのような認識をしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 本当に新聞・テレビもこの事故のことは載らない日がないという日が続きました。本当に決してこのことは起きた場所が砂川市、そして被害者が歌志内市、そして加害者が上砂川ということで、本当に何と聞いていいかわからないぐらいの大きな大きな事故になりました。ですから、ここの部分は特に歌志内市がリーダーシップをとって、いろいろな面で発信をしていく責任があると思っておりますので、ぜひこの条例化につきましても検討されまして、一番いい方法で北海道を引っ張っていくようなそういうふうな対応を、対策をお願いいたしまして、きょうの一般質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

質問順序7、議席番号7番女鹿聡さん。

一つ、定住・人口増対策について。一つ、入浴補助制度の拡充について。一つ、市外プール

利用について。一つ、医療・介護総合事業について。

以上。4件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 4件の件で質問いたします。

まず1件名、定住・人口増対策についてでございます。

人口減少が続く本市において、定住促進に向けて少しずつ動き出してきています。しかし、人口減少はとまらず、大変厳しい状況であると考えます。定住促進を考えるのであれば、いつでも誰で歌志内に来て住んでいただけるような態勢をとらなければならないと思います。そのためには住宅の提供が最優先ではないかと考えます。

そこで①として、仮に持ち家を持っている人でも短期的ではなく、二、三年、歌志内に住んでみたいという人が出てきたらどう対応するのか、また、今までそういった相談はあったか。

②ちょっと暮らし体験に興味を持って連絡してくれた人は何人いて、利用した人は今まで何人いるのか。

件名2として、入浴補助制度の拡充についてでございます。

現在、市では中村公衆浴場がなくなったことにより、当時の組合員に対して3年間更新で補助を行っております。今回の更新で3回目になると思います。しかし、現在は、対象者が減りつつある中、当時の組合員以外で公営・改良住宅に浴室が完備されていない住民にも、その対象を広げてみてはどうかと思っております。中村地区以外でも浴室完備されていない住宅に住んでいる人も含めて、そう考えております。

そこで①として、浴室がない改良・公営市営住宅など、全市で何戸あるのか。また、何世帯がこの住宅に今住んでいるのか、伺いたいと思います。

3件目として、市外プール利用についてでございます。

今期から市営プールが閉鎖となり、子供たちが近隣のプールを使うことになりました。夏休みの時期も近づき、今後一層の子供たちの安全に目を光らせることになるとは思いますが、①として、保護者間との話し合いは行ったか、行っているのであればどのような内容か、お聞きしたいと思います。

②として、近隣プールへの移動として、バスを使う子供も出てくると考えますが、移動費の援助を行うのが普通ではないかと思えます。どういうふうを考えているか、お聞きしたいと思います。

4件目として、医療・介護総合事業についてでございます。

介護現場が今大変だと話を、この新事業導入により聞くことが多くなりました。政府が進める医療機関から在宅への新事業が、介護施設はもとより地域包括支援センターまでも悲鳴を上げている状況だと聞きます。現在は、新事業完全移行までに経過措置が設けられておりますが、多くの自治体では新事業をとり行っているところは少数であります。この新事業の問題点を、この時点で既に露呈していると考えます。

そこで①として、新制度で要支援1、2の方の訪問介護、通所介護が保険給付から外され、市町村の行う総合事業に移行することとなると思いますが、これを受けて本市の要支援1、2は現在何人いて、何人が訪問・通所介護を利用しているか、伺いたいと思います。

②として、さらに総合事業への移行により、本市ではどう対応するのか、ボランティア、NPO法人などの人材確保が難しいと考えます。

③として、介護施設やケアマネジャーとの話し合いは怎么样了のか、伺いたいと思います。



以上、4件でございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、1番目の定住・人口増対策についての①番目と大きな2番入浴補助制度の拡充について、①番についてお答えいたします。

定住・人口増対策について、仮に持ち家を持っている人でも短期的に歌志内に住みたいという方が出てきたら、どう対応するのかということでございますが、御答弁申し上げます。

市営住宅は、住宅に困窮する国民に生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが第一の目的でございます。したがって、自分の住宅を持ちながら市営住宅を定住の目的とし、優先して入居させることはできません。自分の住宅を所有しながら、二、三年歌志内市に住んでみたいということで住宅窓口に来られた場合は、公営住宅法の趣旨をお伝えし、お断りいたします。

なお、住宅を所有しているが老朽化で解体するというような場合で、入居条件を整えば市営住宅の入居は可能でございます。

また、御質問のような相談は、これまでございません。

次、大きな2番目でございますが、浴室がない改良・公営住宅についてでございます。

お答えいたします。浴室がない住宅は、昭和44年から46年に建設した中村地区の改良住宅のうち、縦割り住宅32棟154戸でございます。現在、25棟に44戸の方が入居されており、残り7棟108戸が空戸となっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私から、項目1の定住・人口増対策についての②ちょっと暮らし体験について御答弁申し上げます。

ちょっと暮らし体験につきましては、昨年8月より募集を行い、長期滞在に対応したちょっと暮らし体験事業を開始いたしましたが、急遽、他の用途に活用する事情が発生したことから、1カ月余りで事業を一旦中止し、12月より募集を再開し、本年3月末まで募集してまいりました。この間、3件の問い合わせがありましたが、利用した実績はございません。

現在、受け入れる住宅の確保は困難である状況から、2名一組で2泊3日の短期生活体験として、かもい岳温泉、チロルの湯、かもい岳ビレッジの宿泊施設を活用する短期ちょっと暮らし体験を募集しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私のほうから、件名3、市外プールの利用についてにつきまして御答弁申し上げます。

①の保護者さんとの話し合いについてでございます。PTA役員及び学校等と協議した結果、チラシ配付による周知を行った後、必要が生じた場合には、7月上旬の授業参観日において説明等を行う予定しております。このため現時点においての話し合い等は行っておりません。

②の移動費の援助の関係でございます。市営プール廃止初年度のため、幼児・児童等の利用動向が不明確であり、公共交通機関を使って利用するのか、保護者等が自家用車で送迎していただけるのかなど、移動に対する援助費用をどのように対応するのか、課題が多くあると思われれます。

このため今年度は、利用状況の把握に努めることとしており、学校の授業及び教育委員会主

催のプール教室等以外の個人利用に対しての移動に伴う援助を行う考えはありません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 私のほうから、4番、医療・介護総合事業について御答弁申し上げます。

まず、①の要支援1、2の人数ということでございますが、6月現在、要支援1、2の方で予防給付を利用している方は56名です。そのうち訪問介護を利用している方は29名、通所介護を利用している方は27名で、そのうち重複して利用している方は6名です。

②のさらに総合事業への移行による当市の対応ということでございますが、御指摘のとおり、当市にはボランティアやNPO法人等が乏しく、民間活力による多様なサービスの提供は難しい状況でございます。

当市は平成28年度から、この新総合事業の開始を考えておりますが、まずは利用者の皆様がこれまでと同様のサービスを同様程度の負担で利用が継続できるよう、既存の介護サービス事業者である訪問看護事業所及び通所介護事業者と連携を図り、スムーズな移行ができるように進めてまいります。

③番目の介護施設やケアマネジャーとの話し合いということでございますが、本年1月に開催した地域包括ケア会議におきまして、市内の施設事業者の方々に一堂に集まっていただき、介護保険制度改正に伴う歌志内市の今後の方向性や考え方について御説明をし、意見・要望等を聞かせていただきました。

今後は10月ごろをめどに、管理者・実務者の両レベルでお集まりいただき、事業開始に向けた協議等を行う予定としております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 0時54分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 再質問に移りたいと思います。

ちょっと順番を変えまして、介護保険の問題から入らせていただきたいと思います。

③番で、ケアマネジャーとの話し合いは怎么样了かという話をさせていただきました。1月に開催したよということなのですが、昨年の6月に、私、似たような質問をしまして、そのときの答弁で、法案がまだ審議中のために、まだちゃんと話し合いはしていないのだよという答弁もらっているのですよね。6月以降から丸一年たつのですけれども、その間で本年1月だけの会議だったのか、あと何回か、去年何回かしたのか、そういった実態はどうだったのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 御答弁申し上げたとおり、1月に開催した会議の中で、そのようなことの方角性というか、内容についてお話ししたところでございます。この法案の中身についても今年度実施するところ、また29年度まで延ばしながら実施していくところ、いろいろでしたので、当市としましてはどのような事業で、どのような内容で取り組むかというこ

とを、他市町の状況も見ながら取り組んで行きたいというふうに考えておりましたので、本年1月の会議の中で、その方向性、御意見等を聞いたというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 去年の6月から1年を通して1回しかこの地域包括ケア会議ですか、行われていないということなのですけれども、新しい制度が4月からもう開始になっているのですよね。28年から歌志内市はやりますよと、経過措置のいっぱいいっぱい多分、月日を使って計画するということだと思えるのですけれども、もう次に始まっている事業ですし、それについて始まって2カ月たちますけれども、始まってから1回もまだ話がされていないというのは何でかなと、不思議にちょっと思うのですけれども、その辺どういうふうにとらえていますか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 現在、情報として取り組んでいる市町村の情報等も入ってきております。その中でどのように取り組んでいるのかと、また、どのような中身でどのような課題があるのかということも見きわめながら、対応していきたいというふうに考えております。

連合管内におきまして、10月から実施するというところもございますので、その辺の状況を聞き取りながら、会議等でそういう事業所等の皆さんとの意見、お話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 周りの市町村の状況を見てというのも確かにわかるのですけれども、やっぱり歌志内市がどういうふうな状況になっているかというのを把握するのが、やっぱり優先的な順序ではないかなと思うのですよね。広域云々ということも多分あると思うのですけれども、上砂川も広域に多分入っていると思うのですよね。上砂川のほうは、定期的にこの地域包括ケア会議を事業者と行っているのですよ。広域から外れて隣の赤平市は、毎月、事業者とやっています。芦別市においては2カ月に1回、必ずやっているという話なのですけれども、歌志内の事業者との話し合いというのをもっと密にしていけないとは思っているのですけれども、その辺どうですか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 地域包括ケア会議について、今年1月に開催したという部分ですけれども、1月に開催した中で、この介護保険の総合事業の中身についてお話し合いをしております。そのほかのケア会議については1回ではなくて、定期とは言いませんけれども、ケア会議については数回開催しておりますので、今年度におきましてもケア会議を充実していくということで取り組んでいくことにしておりますので、今後においてもそのケア会議を充実しながら、その辺の情報交換をしながら取り組んでいくこととしております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ケア会議は行われているということですか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） ケア会議につきましては、当市の場合は、平成20年度から開催しております。その中で関係者の皆様とのそういう技術的なもの、知識的なものを共有しながら研修していくというようなことで取り組んでいるところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 私、神威診療所の訪問介護、ケアマネジャーさんといろいろちょっと話させてもらったのですけれども、市との話し合いというのがまずないという話なのですよね。

その話し合いがないから、地域の実情がどういうふうに市に伝わっているのかわからないという話なのですよ。

このケア会議をやっているのであれば、現場の状況が直に話し合われますし、それを話し合った上で隣の近隣の市町村、どういうふうになっているのかという検討もできるのでしょうか、ケアマネジャーさんいわくは、市との話し合いの場が全然ないということなのですけれども、それとさっきの答弁とはちょっと違うように思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） ケア会議の中での意見という部分もございますが、今年度においてもケア会議の充実ということで、先ほども申し上げましたが、おっしゃられたとおり、そのような事業所からの声があるということであれば、今後においてそういう情報交換が密にできるようなことも考えながら、取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり事業者との連携で、市がどういうふうな状態になっているか、一番最初に聞きました。要介護の方々は何人いるのですかという質問をさせていただきました。大体56名ということで、さっき答弁をいただきましたけれども、やっぱりこういう人たちがどういう状況に置かれるかというのを、事業者とともに一緒に話を進めていかないと、ボランティアに移すのだよとか、NPO法人に任すのだよという、今後、そういう話になったときに、漠然とただ言われたら、嫌困という話になると思うのですよね。

僕が聞いた中ではデイサービス、診療所のデイサービス使われている人で21人、要支援者います。当然、この人たちも今の給付から外れて利用できなくなるよと、デイサービスは利用できなくなるよとなると、やっぱり職員さんも今使ってもらっているデイサービスに来られなくなったら、利用してもらっている人は本当に大変な思いをすると。自分たちでお風呂も入れないし、買い物もちゃんと行けない、そういったことも大変だと言っていますし、介護のほうではヘルパーさん、言っていますよ。外に出なくなると、人が、要支援の人たちが外に出なくなることがあると、そうなる認知症が進むと、そうなるとうどんどん重度化していくということをおっしゃっていましたよ。そういったことを現場の声と市と一緒に、どういう状況にあるか、どれぐらいの人がそういうふうな状況にあるか、それをどんどん煮詰めてどうするのかという話し合いをしていく必要があると思うのですけれども、もう1回答弁もらえますか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 今、御指摘されたところがございますが、事業者の方と連携を密にしながら、その辺については声を聞きながら取り組んで行く必要があるというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、今年度において地域ケア会議の充実ということも掲げておりますので、その辺を考えながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 毎月なり2カ月に1回なり、定期的にやっぱり声をとって、その声を聞かないとやっぱり広域連合にも、広域組合か、にも声が反映できないし、広域組合のほうでもどういうふうな実態になっているのかというのは、実際多分わからないと思うのですよね。そういったことを市が事業者と一緒に手を、一緒になって利用者のことを考えてどんどん

ん広域連合なり、国・道なりに発信していってもらいたいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（川野敏夫君） 虹川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虹川善智君） 当市の実態について、日ごろからそういう事業所の皆様とも連携しながら取り組んでいるところでございますが、今後においてもその辺については、気をつけながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ、本当にもう始まっている事業なので、歌志内28年からやりますということなのですけれども、それまでの間やっぱりきっちり話を煮詰めて、どういうふうな方向に持っていくのか。受け皿がなければ、本当に市でお金を出して、現状のサービスを維持しないとだめだという話にも多分なる可能性もあるので、この辺本当にちゃんと話し合い、協議の場を持って進めていってほしいと思います。

続いて、市営プールについて話をさせていただきたいと思います。

さっきの答弁で、保護者との話し合いはしていませんよと、まだしてないのですけれども、7月上旬には参観日の中で話をしようかなという話らしいのですけれども、それでは遅いと思うのですよね。もう廃止は決まっていますし、その廃止が決まるというのかなり前の段階からわかっているはずなのですけれども、さっき②のところで、移動費の援助を行うべきではないのですかという質問させてもらいましたけれども、保護者との話し合いを何回もして、どういうふうに子供が市外のプール利用するのかという話をちゃんと何回もやって、それで初めてバスを使いたいという保護者の方とかも多分出てくると思うのですよ。

そうなると、統計をとって、したら補助しますかという話とかになる、なるのではないかなと思うのですよね。それをしないで、話し合いの場を設けなくて、今年度、利用状況を把握して云々という話はちょっと逆ではないかなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 近隣プールを利用する場合の移動に係る負担等の関係でございますけれども、市営プールがあった時代、昨年までも市内に施設があったとしても移動に係る負担経費というのは、必要だった費用でないかというふうにとらえております。廃止によりまして近隣プール、例えば赤平市民プールを利用する方の場合、中村、文珠方面の方は移動距離が長くなりますけれども、上歌、東光方面なら逆に短くなるような状況がございます。逆に上砂川のプールを利用されます場合は、文珠方面の方ですと、移動距離等はこれまでと大きく変わらないと、そのようないろいろなパターンの状況がございます。

そのようなことから、今年度、近隣プールをまず利用していただく中で、それから具体的な要望等がございましたら、そういうお話を聞いてまいりたいと思ひまして、現在までの今の話し合い状況、保護者からの意向状況を把握しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 済みません。それが逆ではないのかと思うのですよね。保護者との話し合いを持って、市内のプールがなくなります。市外のプールを使ってもらいます。そのときに初めて、授業はいいですよ、授業の時はバスが出てやりますよ。でも夏休みだとかの期間は出ないのですよね、多分。その分は個人個人が負担してプールに行くということですよ、市外の。

そうなると、保護者の方の説明会のときには、多分できないと思うのですよね。それでどう思いますかと、市から投げかけて、お父さん、お母さんから、こうしてほしいという言葉

を酌んで、それを考えて助成するしないという話になるのではないかと思うのですよね。その辺どうなのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） このプール廃止に至るまでの状況といたしまして、昨年、保育所、幼稚園、小学校、中学校を經由し、その保護者の方々にアンケートをとったということがございます。

結果につきましては、行政常任委員会のほうでも報告させていただきましたが、その中での意見として、やはり建設という希望も確かにございます。しかしながら、委員会としては青空プールでの使用についても問いかけをしたところでございますが、それらについては希望が非常に少なかったというような状況からして、廃止という結論を市営プールのアンケート調査の結果ということで、図書館のほうと合わせてですけれども、保護者のほうにプール廃止、新年度については廃止をする、取り壊すということで保護者のほうにはお答えをしたところでございます。

その後、保護者から声として、直接、学校、委員会にはストレートにはございませんでしたが、議員のほうからとか、PTAの役員さんの一部からのお声はありました。そのようなことから、PTAの役員さんと協議をし、会議を開いたほうがいいのかどうかということで行いましたけれども、多くは建設希望、しかしながら市の今の状況としては、27年度なりに建設をするということは不可能ということがわかっているのです、それであれば会議のほうは必要ないと。それであれば、新年度の使い方4プールについての情報を早くお知らせしていただきたいと。それをもって、その後、何らかの形でPTAのお話からあれば、我々としては今、直近で学校に集まりがあるという授業参観日の父母会の中でお話をさせていただきたいということでありまして、今のところ移動経費に係る部分についてもアンケートでもございませんでしたし、その後の廃止という決定後についてもお話がなかったものですから、それらを含め役員との御協議はさせていただきまされたけれども、現状、使用方法についてのみお知らせをしているという状況でありまして、その後、対応していきたいと思っています。

また、利用実態についても今プールが始まっておりますので、それらどのように行かれているのかという部分、もちろん実態を把握させていただきながら、そういう中で声も出てくるかなというふうに思っておりますので、今年度のシーズン明けましたら、最終的に総括的にまとめてまいりたいというふうに思っております、次年度に向けて検討をしたいというふうに思います。

その際には、当然、話し合いのところも必要になってくる場面もあるかなというふうには思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ことしの実態を把握して、ことしじゅうにいろいろ建設云々かんぬんという、多分、反映するということだと思うのですけれども、恐らく利用は減ると思いますよ。自費を出してわざわざプールに行くかと言われましたら、なかなか多分難しい問題だと思うのですよ。かつ自転車で行くというのもかなり、隣のまち赤平、上砂川にしてもそんな遠くはないですけれども、子供の足で自転車で行くということになると、結構な危険を伴いますよ。

それから考えると、やっぱり利用頻度というのは、今までと問題なく多分下がるのではないかなと思うのですよ。その下がった状態、下がった状態になると思われる状態での協議につかされると、これまた、こんなに使っていないのであれば新しく建てなくてもいいのではないかかという話に、どんどんなってくるのではないかなと思うのですよね。その間には多分、いろ

いり協議とかも入ってくるのでしょうかけれども、今、実際協議はしてないわけですよ。だからそれを親との協議をちゃんとする必要もあると思うのですよね。その辺はどうですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 協議の場面なのですけれども、それについて必要かどうかということで、PTAの役員さんと全体の協議をさせていただいた。また、学校への声といいますか、保護者の方々から、どのような形でプールに関してあるかということで問い合わせたところ、直接的にないということだったものですから、それであれば先ほど申し上げたとおり、今年度どうほかのプールを利用するのかということを知りたいということが主たる内容でありましたので、我々としては4市町との話し合ったプールの使用の仕方について、御案内を申し上げたというような状況でございます。

それから、プールに関しての部分、水泳教室の部分と、昨日、山崎議員からの御質問の中で、チャレンジサマーでのプール授業といいますか、プールの送迎の関係についても若干答弁させていただいたところでございますけれども、これで計8回、8回の部分については送迎の形を考えているということで、今年度は行ってまいりたいというふうに思っております。

これにつきましても学校のほうから、それから幼稚園や関係する部分について申し込みをとった形で、行ってまいりたいというふうに考えております。今のところは市外に向けてのプール授業、プール授業といいますか、学校での授業ではなくて授業としての取り組みは、そのような形で考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この件は、やっぱり保護者の方はなかなか多分、理解ちゃんとできてないのではないかなと思うのですよね。理解できてないから、多分、今回一般質問で僕を含めて3人、この件で質問させてもらっているのだと思うのですよ。やっぱり理解できていない保護者が多いということだと思っております。そのことを十分考えていただきたいと思います。

建設の話、さっきちらっとしていましたがけれども、ことしなくなって、来年すぐ建てますよという話に仮になったとしても、来年すぐ建つかといたら、建たないと思うのですよね。そうすると、多分、2年か3年は歌志内にプールはない状況になると思うのですよ。それを考えても、市外にやっぱりプールを利用するということをしないとだめだと思っておりますけれども、その辺、交通手段とかそういったことも長い目で、ちゃんと話し合う必要があるのではないかなと思うのですけれども、これ7月まで、その前にこういう話がありましたみたいな保護者含めての話し合いだとかというのはできないものなのですかね。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 確かに、本議会におきまして市営プールの関係につきまして、さまざまな形での御質問をちょうだいしております。

しかしながら、先ほどの答弁と重複する部分でございますけれども、お聞きしている部分でいきますと、その交通手段等の部分については先ほど申し上げたとおり、役員の皆様からのお話を伺っているところ、それから学校のほうにも先ほど申し上げましたとおり、ないという状況があったものですから、先ほど申し上げたとおり、使用方法等についてお知らせをしているという状況に今なっております。

使っていく状況の中で、さまざまなことが出てまいりと思っておりますけれども、それらにつきましては、適時対応させてもらいたいというふうに思っております。そのため、先ほども申し上げましたが、今年度は教育委員会としてはプールがないことよっての伴うところ、言うなれば幼児を対象とした水泳教室を開いておりますけれども、この中には全体の子供方についても

希望者については、送迎の対象者として入れていく。それから、チャレンジ授業の中においても、これまで学習的なドリル学習等が主となっておりますけれども、その後、その授業が終わった後に、同日の中でプールの授業を組み入れていくという形の中で対応してまいりたいというのが、今年度の考え方でございます。

その中で意見がありましたら、議員がおっしゃるとおり、開催をさせていただく必要性があれば開催をさせていただき、保護者の皆様とお話し合いを設けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 市営プールと言われているので、市がちゃんとしたバックアップ体制をきちんととってからこういうふうな話になります、こういうふうな考えあります、どうでしょうかという話をするのが普通ではないかなと思うのですけれども、その辺ちょっともう1回いろいろ協議をしていただいて、考えていただきたいと強く思います。

入浴助成制度の拡充について聞きたいと思います。

先ほど、中村地区にしか浴室が完備されていない住宅というのが、中村地区にしか今ないと。今、25棟あって44戸の人たちが入っていますよということなのですけれども、中村公衆浴場の件はいろいろ経過もありますし、わかるのですよね。ただ、組合員の人たちもかなり人数も恐らく減ってきているはずなのですよね、毎年、予算も少しずつですけれども、減ってきていると思うのですよ。

今回の更新で多分3回目になると思うのですけれども、3年置きにやっていますよね。6年間は、とりあえず組合の人たちには補助しましたという形には、多分なっていると思うのです。そこで、今、ここで1回ちゃらではないですけれども、考え方を改めて新しい条例か何かをつくる必要があると思うのですけれども、その辺。いろいろ難しいとは思っているのですけれども、44戸の方々、この方々も現に浴室がないということで話されていますよね。だから、こういった方々にもやっぱり、みんな住んでいる状況は同じになっていますので、補助の拡大、新しい制度をつくるなりということも考えてあげてはどうかという提案なのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 現在の制度、これについて中村共同浴場廃止に伴いました代替浴場施設の助成ということで、その当時の組合員との話し合いによって、現在の補助が行われて現在に至っているという状況でございます。

市民課としては、浴場廃止に伴った対策に限っての補助を今まで続けているわけですので、今回おっしゃっている内容については、その中ではおさまらないということになりますことから、これはちょっと新たな考え方で検討しなければならないという意味では、市民課としてはちょっと担当がえになるかなというふうには、市民課としては考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうだと思います。確かに、新しい制度になっていくのではないかなと思うのですよね。ただ、中村中央団地の浴室がついていない住宅に住まわれている方、恐らく高齢者の方が約40%近く、多分いると思うのです。入居してから45%以上、かなり20年以上になるのではないかなと思うのです。こういった方々、やっぱり高齢になってくると、今、みんなでバスに乗ってチロルの湯へ行っていますけれども、やっぱりこういう方々が外に出て、みんなで一緒にバスに乗ってお風呂に入りに行くということを継続的にやってもらうには、やっぱり新しい制度として、どうしてもここに住んでいる人たちはお風呂をつけれないの



ですから、そういった方々のためにちょっとでも、半額でも助成するとかという考えを持っていただきたいと思うのですけれども、その辺、市長、どうですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御承知のとおり、この部分については、浴場組合廃止するという部分に当たっての政治的な意味合いを持っていただけで、民間の銭湯、あるいは公営の銭湯なんかあれば別ですけれども、そういうものも歌志内になんかいないということで、それにかわるものとしてチロルの湯というものを利用していただきたい、そういう考え方で助成を始めたということでございます。

その間に状況は変わるかということでございましたけれども、御承知のとおり、歌志内財政健全化ということで、なかなか次の課題に取り組んでいくという環境にはなかったものですから、何度も更新しながら助成を続けていったという、そういう経過があるのかなと思っております。

このお風呂のない住宅につきましても今後、やっぱり新しい住宅、いわゆる文化的な住宅、そういう中で暮らしやすい、住みやすい地域に新しいものを用意して、また生活の環境を改善していくというの、一つの方法かなというふうに思っております。

御承知のとおり、総合計画というものが現在、皆さんいろいろな智恵を出していただきながら、策定作業を進めているということでございますが、こういう部分も含めて恐らく歌志内のまちづくり、あるいは住宅の再編という部分での一つのテーマとして、浮かび上がってくるのではないかと考えております。

サービスをふやしたらどうだと、ここの部分について今後これを継続するか、拡大するかということになるかと、そういう意味だと思いますけれども、継続するというのは既得権の問題もありますし、それはそれとしての考え方になるかと思っております。新しい部分については市民サービスと、ただ、過去にチロルの場合は高齢者の健康づくりの施設として、高齢者に無料の入浴券を今よりも多い数、配付していたというそういう事実もございます。

現在は、市営ではないという部分もございしますが、やはり公社として市民に対して貢献していくということも一つの課題であろうというふうに思っております。そうは言ってもなかなか厳しい、それで行政のほうも高齢者向けのサービスだけでいいのかという問題もございしますので、これから先、少しずつ財政状況も改善しているということもあります。ただし、経常経費もちよっと上がってきているという部分もあるのですが、どこまで我々がそのサービスを提供できるかと、こういうことも総合計画の中のソフトの部分の検討の課題の一つになるのではないかと考えております。そういう中で方向性を見出していきたくて、そのように考えておりますので、課題として我々受けとめるということで、今、まさに総合計画検討中でございますので、我々が、委員の皆さんが提案するテーマというのとは別に、行政が一つテーマを持ったということで御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 世帯的にも、そんなに全額助成してくださいという話でもないし、しているわけでもないし、今の補助している金額を、中村中央団地の浴室のない住宅に住んでいる人たちに広げてほしいなという意味合いで話ししておりますので、予算もそんなに莫大に何百万円もかかる事業では多分ないと思うので、前向きに検討していただいて、いい総合計画出していただきたいと思っております。

最後、定住対策についてです。

持ち家を持っていて公営住宅・市営住宅入るとするのは、やっぱり法律が決まっていますの

で、難しいところだと思うのですよね。

歌志内としたら、やっぱり民間の住宅か、市営住宅、公営住宅しかない状況で、そういったちょっとでもいいから住んでみたいなという人たちが来たら、「すぐ、はい、わかりました」と、そうやって受け入れる態勢をつくっておく必要があると思うのです。

ちょっと調べたら、静岡県の浜松市の天竜区というところで、市営団地なのですがけれども、浜松市から結構離れている場所なのですがけれども、4カ所ぐらい市営団地の入居の基準が緩和されているところがあるのですよ。持ち家を持っていても、入居できる措置をとっていますよということが書かれているのですよ。いろいろ所得の制限だとか、いろいろかかってはくるのですがけれども、こういう緩和措置をとっているところもあるので、そういうところをうまく利用できればしてもらって、少しで滞在してもらいたいという気持ちもあるのですがけれども、その辺はどうですかね。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そのような静岡県の事例でございますけれども、市営住宅も用途廃止ということで、それは可能でございます。例えば、耐用年数の2分の1経過しているとか、著しく入居者が少ない住宅、これらについては用途廃止をして、他の基準によって入居することができます。

ただ、歌志内市内ですね、チロルの湯とか、かもい岳温泉とか、民間で行っている宿泊施設もございます。それらと競合といいますか、そういうことも考えられますので、それは総合的に短期の入居といいますか、ちょっとでも定住して歌志内に住んでもらうという政策的なことも、総合的に内部でも検討していきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今のちょっと暮らしのちらっと話が出ましたけれども、やっぱり今、チロルの湯だとか、2泊3日だとかという形で無料でやっていますよということなのですがけれども、やっぱり市が持っている住宅で1回住んでもらって、どういうふうな条件なのかというのを把握してもらうことも大切だと思うのですよね。実際来たら、こういうところなのだねみたいなどころになるより、できるだけ現状を見てもらうとか、そういったことも大切だと思うのですよ。

ただ、住宅がないと、そういったちゃんとした住宅がないと、多分できないと思うのですよね。市営住宅、公営住宅というのはリフォーム何とかしてやっていますけれども、あれは壁だとか床だとか、そういうところを直したりとかしていると思うのですよね。三点給湯というのはやっぱり限られたところにしかついてなくて、古い住宅にはついてないのですよ。そういうところに、やっぱり三点給湯だとか、そういうのを備え付けておいて、すぐ誰でも安価で入れますよという提供をする必要、このちょっと暮らしにもかかわってくると思うのですがけれども、必要だと思うのですよね。その辺、どういうふうにとらえているか、聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） いわゆる先ほどの数カ月住めるような定住を目的とする住宅の整備ということではないかと思いますが、繰り返しになりますけれども、そういった内部の検討を加えながら進めて、よいのかどうかも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり少しでも歌志内を見てもらって、どういう状況かということも多分必要だと思うし、隠していてもだめだと思うのですよね。全部オープンにして、こういうところで住んでくださいというのを見てもらうというのが必要だと思うので、その辺、住む場所

というのがないと、そういうアピールもできないですし、それをきちんとした上でアピールしていくというのも一つの手だと思います。

いろいろ今回質問させてもらいましたが、介護問題とプールの問題は、行政の考え方がちょっと後ろ向きのような感じが僕はするのですね。もっと前向きに考えてもらって、話をどんどん進めていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

#### 意見書案第5号から意見書案第6号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第4 意見書案第5号から日程第5 意見書案第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第5号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）、意見書案第6号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

#### 記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望致します。

#### 記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例(サロン設置、買物弱者への支援等)を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第5号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第6号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第7号から意見書案第9号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第7号から日程第8 意見書案第9号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第7号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）、意見書案第8号憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書（案）、意見書案第9号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、義務標準法改正をともなう教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業革新等による教育の質の向上などに900人と東日本大震災の被災地学習支援1000人とどまっています。2014年の厚労省「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は過去最高の16.3%に達し、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」についても削減が進むなど、「就学援助」を受けている子どもたちへの影響が懸念されます。

教育現場においては、地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費が未だにPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

#### 記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。  
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正を伴う教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 教育費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書(案)

歴代内閣は、一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきた。しかし、安倍内閣は昨年7月、半数以上の国民が反対する中、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を行った。集団的自衛権行使に対して各地域で反対の議会決議を採択するなど、自治体が政府批判の決議を上げる異常な事態となっている。

安全保障の根幹に関わる基本方針を一内閣の一存で転換を図ることは、それまで国会で積み上げてきた論議を否定し、明らかに国民不在の政治であって、立憲主義に反する。このことは最高法規である日本国憲法の権威や信頼性を失墜させるもので、法治国家の存続さえも危ぶまれるもので、決して看過することはできない。

安倍政権は、「閣議決定」をもとに、今次通常国会で集団的自衛権行使容認に向けて、自衛隊法や武力攻撃事態法の「改正」など、安全保障制度の整備を進めようとしている。こうした民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めるとともに、歴代内閣の見解を堅持し、「閣議決定」を根拠とした関連法の「改正」を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする

財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

#### 提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第7義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。



これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」を求める意見書（案）、これについて質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第8号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号地方財政の充実・強化を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第10号から意見書案第11号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第9 意見書案第10号から日程第10 意見書案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第10号介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書（案）、意見書案第11号オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第9

9条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書(案)

本年4月から介護保険制度がかつてない規模で制度の大幅な改変が行われました。

要支援1、2の人を介護保険給付の対象から外して市町村の地域支援事業の枠組みの中で「新しい総合事業」(介護予防・日常生活支援総合事業)に任せ、特別養護老人ホームに入所できる人を「要介護3」以上に限定するなど、利用者とその家族、高齢者から大きな不安が広がっています。

新しい総合事業への移行は2015年4月ですが、2017年4月まで移行が猶予され、実施時期もふくめてサービスの種類、基準、方法や内容すべてが「市町村の裁量」にまかされます。

しかし、実施主体である自治体にとって新しい総合事業で必要となる「多様なサービス」の人的体制の見通しが立たないなど対応に苦慮しております。

よって、以下の項目について強く要望します。

記

- 1 新総合事業への移行にあたっては自治体の実情を勘案され「経過措置」を大幅に延長すること。
- 2 要介護3以上の特養ホーム入所要件の「特別基準」を大幅に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書

(案)

米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイがハワイでの訓練中に着陸失敗・機体炎上、乗組員1人が死亡・21人(内1人死亡)が病院に搬送されるという大惨事を起こしました。オスプレイは不安定な機体構造のため、開発段階から事故が相次ぎ、今回の事故で乗組員の死者は40人に達しました(空軍所属のCV22を含む)。

事故機と同型のオスプレイが配備されている沖縄県の翁長雄志知事が事故原因究明までの飛行停止を求めたにもかかわらず、日米両政府は事故原因の究明も待たずに飛行を継続していることは許せません。

また、日米両政府は、CV22オスプレイを2017年から横田基地(東京都福生市など)に配備する計画を発表しました。CV22は特殊作戦用のもので、横田基地が特殊作戦機部隊の新たな拠点として強化されることとなります。CV22の事故率は、MV22の7倍近くに達するという数字もあり、人口過密な首都・東京に配備する危険は明白です。さらに、2019年度以降、佐賀空港に陸上自衛隊オスプレイ17機を配備する計画もあります。

札幌にも飛来したオスプレイは日本上空での低空飛行訓練をはじめています。これまでも米軍機の低空飛行訓練による騒音に加え、「ケーブル切断」(奈良)、「早明浦(さめうら)ダム墜落」(高知)、高知沖墜落などの事故が起きており、危険が増加するのではないかと自治体と住民が不安をつのらせています。

よって、歌志内市議会は、市民の生命、財産及び安心・安全な生活を守る立場から、オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、総務大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第10号介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書(案)について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第11号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(川野敏夫君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案第12号

○議長(川野敏夫君) 日程第11 意見書案第12号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) ー登壇ー

意見書案第12号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)、上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書(案)につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明につきましては読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語である。

「音声が届かない」「音声で話すことができない」など、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くのろう学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話は言語であることを明確に位置づけた。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」「手話で学ぶ」などの権利を保障するためには、専門法である「手話言語法」の制定が必要である。

よって、国及び政府においては、「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

---

○議長(川野敏夫君) 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論は省略し、直ち採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第12号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成27年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時54分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      下    山    則    義

署名議員      女    鹿            聡